


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「パソコン講座（上級編）」のご案内 ◆「税を考える週間行事」のご案内
- ◆「医療健康セミナー」のご案内 ◆消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド
- ◆新任者のための税務講座

## ●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
10	3	木	第36回法人会全国大会（三重大会）	14:00 ~ 18:00	於：津市産業・スポーツセンター
11	1	金	法人会・大同マスターズチャリティゴルフ	9:00 ~	於：古賀ゴルフクラブ

## ●支部の行事

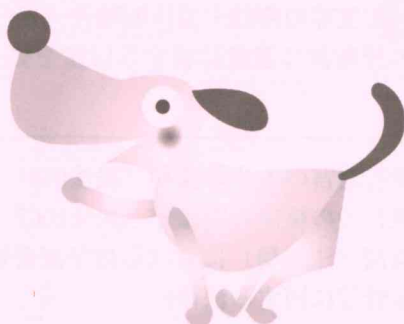
月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45	於：大 濠 公 園
			青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45	於：天神地区（3丁目）
10	10	木	役員会（第3支部）	12:00 ~ 13:00	於：事務局会議室
10	27	日	月華祭（第1、第2、第3、第8各支部）	10:00 ~ 17:00	於：警固神社周辺

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
10	9	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室
10	18	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 21:30	於：クアンティック

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
10	4	金	役員会	16:00 ~	於：事務局会議室 他



## (I) 税務カレンダー

### 10月の税務カレンダー

- 10月10日 ● 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10月15日 ● 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日 ● 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)(10月中において市町村の条例で定める日)

## (II) 知らないで損する税情報

### 民法の改正と税法

税理士 堤 一 博

皆さんもご承知のとおり、平成30年6月に「成年年齢の引き下げ」、7月に「相続法制等の見直し」、民法が改正されました。

成年年齢の引き下げは、改正民法第4条において「年齢18歳をもって、成年とする。」と規定され、令和4年(2022年)4月1日から施行されます。

これによって、税法においても、対象者の年齢要件が20歳から18歳に引き下げられました。

相続税法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 未成年者控除(相続税法19の3)</li><li>・ 相続時精算課税適用者の要件(相続税法21の9)</li></ul>
租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与の税率の特例(措置法70の2の5)</li><li>・ 相続時精算課税適用者の特例(措置法70の2の6)</li><li>・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(措置法70の7)</li><li>・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(措置法70の7の5)</li></ul>

また、相続法制の見直しは、下記のとおりです。

配偶者の居住権を保護するための方策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配偶者短期居住権の創設(民法1037~1041)</li><li>・ 配偶者居住権の創設(民法1028~1036)</li></ul>
遺産分割等に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定)(民法903④)</li><li>・ 仮払い制度等の創設・要件明確化(民法909の2)</li><li>・ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲(民法906の2)</li></ul>
遺言制度に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自筆証書遺言の方式の緩和(民法968)</li><li>・ 遺言執行者の権限の明確化(民法1007、1012~1016)</li><li>・ 公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設(法務局における保管等に関する法律)</li></ul>

遺留分制度に関する見直し	遺留分の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとして、金銭を直ちには準備できない受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を付与することができる（民法1042～1049）
相続の効力等に関する見直し	法定相続分を超える権利の承継者については、対抗要件を備えなければ第三者に対応できない（民法899の2）
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別寄与料の創設）	相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭を請求することができる（特別寄与料）（民法1050） 特別寄与料に係る家庭裁判所における手続き規定（管轄等）の整備（家事事件手続法216の2～216の5）

原則として、令和元年7月1日に施行され、同日以後に開始する相続から適用されます。

しかしながら、「自筆証書遺言の方式の緩和（民法968）」は平成31年1月13日から施行されており、また、「配偶者の居住権を保護するための方策」は令和2年4月1日以後に開始する相続から、「公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設（法務局における保管等に関する法律）」は令和2年7月10日から施行される予定です。

このうち、配偶者居住権の創設、遺留分制度に関する見直し、特別寄与料の創設については相続税制に影響があることから、令和元年度の税制改正で対応する改正がありました。

相続税対策の一環として、事前にご検討をお勧めします。

また、平成29年5月に債権関係の民法改正が行われております。

多岐にわたる改正事項のうち、比較的大きく変わったのが、消滅時効制度です。

従来、職業別に定められていた短期消滅時効が廃止され、権利を行使することができることを知った時から5年の一般消滅時効にまとめられました（民法166条1項1号）。従来の権利を行使することができる時から10年の消滅時効は維持されています（民法166条1項2号）。

法人税法は、企業活動を前提としているため、商法や会社法によるものが大半で、商事債権の消滅時効は5年（商法522条）で、民法の一般消滅時効と同じになっています。税務との接点は貸倒処理ではないかと思われます。しかしながら、法人税基本通達では必ずしも時効を援用することは予定されておらず、その債権そのものの回収可能性が問題となります。法基通9-6-3《一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ》では、継続取引を前提にした売掛債権の貸倒れの時期を取引停止の時か最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過した場合に損金経理を容認しています。つまり、民法上あるいは商法上の時効完成前であっても、商事債権については、形式的事実（取引停止や最終弁済など）の発生から1年を経過した場合には貸し倒れ処理が可能であることには変わりはありません。

不良債権の見直しの際には、ご確認ください。



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
9		4(水)	15:30～17:00	本部	改正税法説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス
		6(金)	〃	本部	〃(2回目)	〃
		10(火)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		11(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード中級コース)1/2回目	サンセルコビル
		12(木)	〃	本部	〃 2/2回目	〃
		14(土)	10:20～16:20	本部	〃 1/1回目	〃
		18(水)	9:00～16:00	本部	役員ゴルフ交流会	古賀ゴルフクラブ
		18(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル中級コース)1/2回目	サンセルコビル
		19(木)	〃	本部	〃 2/2回目	〃
		21(土)	10:20～16:20	本部	〃 1/1回目	〃
		26(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
	10					
11		13(水)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	西鉄グランドホテル
		15(金)	14:00～15:30	本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
		13(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル上級コース 1/2回目)	サンセルコビル
		14(木)	〃	本部	パソコン講座(エクセル上級コース 2/2回目)	〃
		16(土)	10:20～16:20	本部	パソコン講座(エクセル上級コース 1/1回目)	〃
		19(火)	15:30～17:00	本部	新任者のための税務講座	福岡ガーデンパレス
		20(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(アクセス上級コース 1/2回目)	サンセルコビル
		21(木)	〃	本部	パソコン講座(アクセス上級コース 2/2回目)	〃
		23(土)	10:20～16:20	本部	パソコン講座(アクセス上級コース 1/1回目)	〃
12		6(金)	15:00～16:00	本部	医療健康セミナー	ソラリア西鉄ホテル
		12(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		18(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
2020	1	29(水)	17:00～	本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	18:15～	本部	会員交流会	〃
	2					
	3	18(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
	25(水)	14:30～17:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。